

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第41・42号)

(平成28年9月23日)

答 申

第 1 審査委員会の結論

尼崎市消防長（以下「実施機関 1」という。）が、平成 28 年 2 月 12 日付け尼消企第 17830 号 - 2 で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分 1」という。）平成 28 年 3 月 8 日付け尼消企第 19561 号 - 2 で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分 2」という。）及び尼崎市市長（以下「実施機関 2」という。）が、平成 28 年 3 月 11 日付け尼保企第 12080 号の 3 で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分 3」という。）について、次のとおり判断する。

1 本件部分開示決定処分 1

実施機関 1 が部分開示とした決定は妥当である。

2 本件部分開示決定処分 2

実施機関 1 が部分開示とした決定は妥当である。

3 本件部分開示決定処分 3

実施機関 2 が不開示とした部分のうち、救急病院/救急診療所に関する申出書中「7 救急担当医師等の概要」の「救急担当医師の氏名」欄に記載されている救急担当医師の氏名は、開示すべきである。その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立ての趣旨及び理由

平成 28 年 4 月 16 日付け異議申立書、平成 28 年 6 月 27 日付け意見書及び意見陳述において、異議申立人が主張した異議申立ての趣旨及び異議申立理由等は次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により平成 28 年 1 月 28 日付けで行った次の(1)から(5)までを内容とする文書の公文書開示請求及び平成 28 年 2 月 25 日付けで行った「 病院に関する防火対象物使用開始届出書に添付の平面図（平成 17 年度以前のもの）」の公文書開示請求に対し、実施機関 1 及び実施機関 2 が行った本件部分開示決定処分 1、本件部分開示決定処分 2 及び本件部分開示決定処分 3 を取り消すとの決定を求めるものである。

- (1) 尼崎市 町 病院院長 に対して尼崎市消防局が毎年実施している病院の施設設備における調査結果資料及び書類、病院の図面
- (2) 救急車が 病院に搬送した人数と病状（過去 10 年分）
- (3) 病院が搬送者を受け入れなかった時間帯（過去 10 年分）

- (4) 尼崎市 町 病院院長 に対して尼崎市の保健所が毎年実施している立ち入り調査で得られた 当直医、看護師の確保状況、 救急医療についての相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事しているか、 病院の施設及び設備はきちんと有しているか、 タイムカード及び出勤簿で医師、看護師の出勤実態を把握できているもの、その他のデータ（平成16年度分から直近まで）
- (5) 県による救急告知認可資料（平成16年度分から直近まで）

2 異議申立ての理由

- (1) 病院の夜勤当直医不在の立証において、救急車がいかなる年齢の人間を、いかなる病(傷)状において、何人(人数)搬送したかについて、実施機関1は、その日時及び時間帯を開示すべきである。特に時間帯を知ることは、 病院の不正を暴く重要なことであり、それは今後、市民の命を医師の不当な手口から救い守ることになる。
- (2) 医師の氏名は重要である。病院へ行けば医師のネーム(たいていが苗字のみ)が表示してあるが、医師は命を預る立場である。故に医師は、その後も継続して名前を尋ねられたら、名乗る責任、名乗れる使命感、責任感が存在すると考えられる。 病院の場合は、それに加えて、医師不在が事実としてある。その腐った実態を暴くことは、市民の命を救うことになる。それ故に現に 病院に医師は必要数揃っているのか、当直医は、きちんとその時間帯に当直に入っていたのかを知るために、尼崎市が調査した医師の氏名の開示は絶対に必要である。なおかつ、尼崎市の調査による医師及び看護師の名前を開示することで、 病院に医師たちが実存したか否かが明確になる。それは患者にとって重要なことである。

3 意見書の趣旨

異議申立人が、審査委員会に提出した意見書の趣旨は次のとおりである。

- (1) 平成26年8月15日付けの救急病院/救急診療所に関する申出書において、「7 救急担当医師等の概要」欄の の列に記載された救急担当医師の救急医療の経験年数が「9ヶ月」となっている。9ヶ月という情報だけでは、インターンを終えたばかりの医師であるのか、他の病院で経験を積んでいるベテランで、9ヶ月前に 病院に勤務したのかが判然としない。仮にインターンを終えたばかりの医師で、勤務を始めて9ヶ月程度でひとりで夜間当直を行った場合には、救急病院等を定める省令及び医療法第30条の4第1項に規定する「救急医療について相当な知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること」に反するものであり、特に重篤患者の急変においてあらゆる状況を想定して対応することが求められる現場において、勤務経験の浅い医師ひとりでは非常に危ぶまれる。また、経験不足の医師をひとりで夜間(当然昼間も)勤務につかせることは、医師法第1条の趣旨にも反している。
したがって、 病院の勤務9ヶ月の医師が、他の病院で何年も経験を積んでいるか否かを立証する重要性があり、そのために医師の氏名、生年月日(あるいは年齢)の開示が必要である。
- (2) (1)の文書の同欄 の列には、救急医療の経験年数が12年であり、診療科目が整形外科である

非常勤の医師が記載されているが、前回の調査である3年前の平成23年7月5日付けの同文書には、当該医師に該当する者の記載がなく、救急医療の経験年数が10年9ヶ月の整形外科を診療科目とする医師が記載されている。救急医療の経験年数が12年である医師はいったい誰なのか。病院のひとつひとつの間違いや誤魔化しは、生命を預ける患者にとっては大きな問題であり、当直医及び勤務医の存在が立証できる資料として、医師の氏名及び年齢は市民の知る権利であると考えらる。

- (3) 実施機関2からの公文書部分開示理由説明書の中で、医療法第14条の2第1項の医師の氏名などの院内掲示義務については、県に届けている診療時間帯に診療している医師を対象としており、診療時間外である夜間時間帯の救急医療に従事する医師の氏名は対象となっていないとの記述があるが、異議申立人が兵庫県医務課に確認したところ、夜間当直医も氏名の院内掲示が義務づけられており、救急医療に従事する医師の氏名も院内掲示の対象になるとの回答を得ている。

したがって、院内掲示義務のある医師の氏名を不開示としていることは妥当性を欠くものである。

4 意見聴取時の主張の趣旨

- (1) 異議申立ての理由等については、意見書に記載したとおりであるが、病院の医師の配置や治療等の実態を明らかにするため、勤務医の氏名及び年齢を明らかにする必要があると思っている。
- (2) マスキングされた部分はすべて開示して欲しいと思っているが、法令を逸脱してまで開示を求めているわけではない。医師は命を預かっている以上、氏名、年齢、専門の診療科目について必要以上に隠すことは問題であると思っている。市民が安心して医療の提供を受ける上で、何が重要であるかということ判断して欲しい。

第3 実施機関の主張の趣旨

公文書部分開示理由説明書及び意見聴取において、実施機関1及び実施機関2が主張した部分開示理由は次のとおりである。また、実施機関2は平成28年8月3日付けで審査委員会に対し、意見書(以下「実施機関2意見書」という。)を提出し、医師の氏名に係る不開示理由についての主張を追加している。

1 本件部分開示決定処分1

本件部分開示決定処分1においては、開示対象文書を 査察結果報告書、 防火対象物使用開始届出書に添付されている平面図(以下「平面図」という。) 尼崎市消防局が運用する救急車において、 病院へ搬送した傷病者数及びその病状が分かる資料(以下「資料1」という。)

病院が傷病者の搬送を受け入れなかった時間帯が分かる資料(以下「資料2」という。)と特定し、次のものについて不開示としている。

- (1) 査察結果報告書の「査察立会者職・氏名」欄に記載されている内容は、病院関係者の情報であり、代表者名のように既に公にされている情報ではなく、条例第7条第2号の個人情報に該当する

ため、不開示とした。

- (2) 資料1及び資料2については、実施機関1は、異議申立人が各病院別の搬送状況等の統計資料を求めているものと考えた。しかしながら、実施機関1においては、そのような統計資料は作成していないことから、文書不存在とした。

2 本件部分開示決定処分2

- (1) 公文書部分開示理由説明書の趣旨

平面図（平成17年以前のもの）において、「DRAWN BY」（当該図面の作製者名）欄及び「CHECKED BY」（当該図面について検閲した者の名）欄に記載されている内容は、設計事務所関係者の情報であり、条例第7条第2号の個人情報に該当するため、不開示とした。

- (2) 意見聴取時の主張の趣旨

不開示とした個人の氏名については、設計事務所の建築士の氏名であると思われるが、当該個人が設計事務所でのどのような立場であるかが不明であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当するため、不開示とした。

3 本件部分開示決定処分3

- (1) 公文書部分開示理由説明書の趣旨

本件部分開示決定処分3においては、開示対象文書を医療法第25条に基づき実施した立ち入り検査の記録（第1表施設表・第2表検査表）（以下「検査記録」という。） 消防法第2条第9項に基づき定められた救急病院等を定める省令に基づき 病院から提出された救急病院に関する申出書（以下「申出書」という。） タイムカード及び出勤簿で医師、看護師の状態を把握できている資料（以下「資料3」という。）と特定し、次のものについて不開示としている。

ア 平成16年度分及び平成17年度分の検査記録

検査記録については、「病院台帳」という簿冊に編綴することとしている。病院台帳は、尼崎市文書規程第52条第2号（10年保存）に該当する文書としているが、病院台帳を10年保存とすることを定めたのは、平成25年5月であり、それ以前は、「常用文書」として取り扱っていた。病院台帳を10年保存としたことから、平成16年度分の病院台帳は、平成26年度末をもって保存期間が経過し、平成27年度に廃棄した。平成17年度分の病院台帳は、平成27年度末にて保存期間が到来するものであるため、開示請求があった平成28年1月28日時点では保存期間内であるが、当該台帳については、常用文書として管理されていた平成25年4月以前に廃棄されていた。常用文書は、尼崎市文書規程第58条第2号において「所管課において常時使用する台帳、名簿その他の文書で文書分類表に定めるものは、常用文書として所管課長が保管するものとする。」と規定されており、「常時基準とし、又は記入し、若しくは削除して執務上常備する必要のある文書」であることから、平成17年度分の病院台帳については、常用文書としての運用を踏まえ、廃棄したものである。

したがって、平成16年度分及び平成17年度分の検査記録について、文書が存在しないこ

とから、不開示とした。

イ 申出書の管理者住所等

申出書に記載されている管理者住所、救急担当医師の氏名、年齢、住所、救急医療に関する略歴・研修等の特記事項については、条例第7条第2号の個人情報に該当するため不開示とした。なお、診療に従事する医師の氏名は、医療法第14条の2第1項において、院内掲示義務が規定されているが、ここでいう「診療に従事する医師」は、医療法で都道府県に届け出ている診療時間帯に診療している医師を示している。これは外来患者に周知するために掲示義務を課しているのであって、診療時間外である夜間時間帯の救急医療に従事する医師の氏名については、運用として医療法第14条の2第1項（院内掲示義務）の対象となっていない。具体的には、医療機関における院内掲示の実施状況については、医療法第25条第1項の規定に基づき検査しており、当該検査の状況については、今回開示した文書である検査記録の「第2表 検査表」中の「3-5 院内掲示」に記載されている。当該検査は、厚生労働省医政局が定める「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」を踏まえて実施しているところだが、「院内掲示」の解釈を、兵庫県医務課に確認したところ、診療時間外である夜間時間帯の救急医療に従事する医師の氏名は検査対象外であるとの回答を得ている。

したがって、医療法第14条の2第1項に規定される院内掲示義務は、診療時間外である夜間時間帯の救急医療に従事する医師の氏名を掲示することを想定しないものであるから、救急担当医師の氏名は、不開示とした。

ウ 資料3については、検査記録に記載する医師や看護師の人数の積算資料として、病院への立ち入り検査時にタイムカード及び帳簿の提示を求め、内容等の確認を行っている。しかし、文書の提出までは求めておらず、実施機関2では当該文書を保有していないことから、文書不存在とした。

(2) 実施機関2意見書の趣旨

ア 公文書部分開示理由説明書において、診療時間外である夜間時間帯の救急医療に従事する医師の氏名の院内掲示については、医療法第25条第1項の規定に基づく検査の対象外であるため、掲示することを想定されていないと説明していたが、当該医師の氏名についても院内掲示義務の対象である旨を追加主張する。

イ しかし、医療法第14条の2第1項の院内掲示義務の趣旨は、受診しようとする者に、医師の氏名を明確にするものであり、広く一般に知らしめるためのものではない。

ウ したがって、院内掲示義務をもって条例第7条第2号ただし書アに規定する「法令等の規定により公にされている情報」とすることはできない。

(3) 意見聴取時の主張の趣旨

ア 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日付け健政発第98号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)において、院内掲示の趣旨は、適切な医療情報の提供の必要性に鑑み、患者に知らせるべき必要最小限の事項について、病院、診療所及び助産所の内部に掲示することを義務付けるものであるとされており、情報公開請求を行えば、

何人に対しても医療法の院内掲示義務を根拠に情報が開示されるということになれば、患者を対象とする院内掲示の趣旨とは異なることになる。

イ また、厚生労働省が作成する「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」においても、院内掲示はその情報の受け手が、現に受診している患者等に限定されるため、一般人が認知できる状態（認知性）を満たすものではないとされており、院内掲示された事項が「公にされている情報」とはいえない。

ウ 平成17年度分の病院台帳は、常用文書として取り扱っていた平成25年4月以前に廃棄したものであるが、文書廃棄に際し、尼崎市文書規程で定められた廃棄文書目録の作成や保管文書台帳への記録等の必要な処理は行っていなかった。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての審査委員会の基本的な考え方

条例の目的は第1条において「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」とし、条例第7条で不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないと公文書の原則開示が規定されている。

一方、同条本文及び同条各号においては不開示情報を規定し、公文書開示請求権の保障に対する個人や法人の権利利益の保護、行政の公正かつ円滑な運営を行うこととの調和を図っている。

そこで、各本件不開示決定処分については、原則開示を求めることができる公文書開示請求権と開示によって侵害される個人等の権利利益を比較し、条例の目的と照らしながら、本件不開示部分が、当該不開示情報に該当するかどうかについて判断していくものとする。

2 本件部分開示決定処分1について

(1) 査察結果報告書について

査察結果報告書の「査察立会者職・氏名」欄には、病院職員の職・氏名が記載されており、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当することから、不開示決定は妥当である。

(2) 資料1及び資料2の文書不存在について

ア 実施機関1は、資料1及び資料2について、異議申立人が請求対象文書を「病院への救急搬送状況」と限定していると判断したことから、各病院別の搬送状況等の統計資料と特定し、そのような統計資料は作成していないことを理由に不開示(文書不存在)決定を行ったものである。

イ 尼崎市公式ホームページでは、消防・救急活動統計資料を公表しており、この中で、年度別に救急出動の件数や原因、病状やケガの程度等の分析結果が掲載されているが、あくまでも尼崎市全体で捉えた統計であり、各病院別の統計資料は作成していないという実施機関1の説明は理解できるところである。審査委員会としては、実施機関1からの意見聴取等において、実施機関1が当該文書を保有していると認識し得るだけの確証を得ることができなかつたため、実施機関1が行った本件部分開示決定処分1のうち資料1及び資料2の不開示（文書不存在）決定は妥当であると判断した。

3 本件部分開示決定処分2について

- (1) 平面図（平成17年以前のもの）の「DRAWN BY」（当該図面の作製者名）欄及び「CHECKED BY」（当該図面について検閲した者の名）欄には、設計事務所の建築士と思料される者の氏名が記載されており、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。
- (2) 建築計画概要書には、建物を設計した建築士氏名が記載されており、建築計画概要書は、建築基準法第93条の2及び同法施行規則において閲覧が義務づけられるとともに、具体的な閲覧及び交付（以下「閲覧等」という。）の手続きに関しては、尼崎市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例（以下「閲覧条例」という。）及び閲覧条例施行規則により定められているものである。ただし、閲覧条例及び閲覧条例施行規則の規定によると、建築計画概要書は、閲覧等の申請要件を確認した上で、当該要件を満たさない者には閲覧等を認めていないことから、何人にも閲覧等が認められているものではない。また、今回開示対象となった平面図は、建築計画概要書に添付されている図面以上の精緻なものであり、建築基準法等の法令等が予定している閲覧等の範囲を超えるものであると考えられる。これらのことから、平面図に記載されている建築士の氏名が、条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。
- (3) 建築士の氏名は、建築士法第6条で建築士名簿は一般の閲覧に供しなければならない旨が規定されているが、名簿の閲覧は特定の個人が建築士として実存している事実を公表するものであり、特定の建築士が、特定の図面を作成（検閲）したことまでを明らかにすることまでは予定していないと考えられる。よって、建築士法第6条の規定をもって、平面図に記載されている建築士の氏名が、条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。
- (4) これらのことから、平面図（平成17年度以前のもの）に記載された建築士の氏名は不開示が妥当である。

4 本件部分開示決定処分3について

- (1) 平成17年度分の検査記録の文書不存在について
実施機関2は、検査記録を編綴している簿冊である病院台帳について、平成17年度分は、常用文書として管理していた平成25年4月以前に廃棄したと主張している。審査委員会において

も、当該台帳が平成25年4月までは常用文書であったことを確認している。

尼崎市文書規程（以下「規程」という。）によれば、常用文書とは各所管課において、常時使用する文書として所管課長が保管するものであり、保管にあたっては保管文書台帳を整備することとされている。また、保管の必要がなくなり、廃棄する場合には、廃棄文書目録を作成し、当該廃棄文書を保管文書台帳から削除するか、保管文書台帳に廃棄した旨を記録することとされているが、実施機関2は、平成17年度分の病院台帳の廃棄に際し、規程を遵守した処理を行っていない。廃棄に際して必要な処理が行われていなかった以上、現時点において、平成17年度分の病院台帳が確かに廃棄されたという事実を明確にすることは極めて困難であるが、審査委員会としては、実施機関2の主張のとおり、平成17年度分の検査記録について、文書が存在しないと判断せざるを得ない。

実施機関2においては、必要な処理を行わずに文書が存在しなくなったことについて真摯に反省するとともに、不適切な処理を行った公文書に対する開示請求があった場合には、開示請求者に不信感を抱かせることになるという自覚のもと、今後は規程に則った適正な文書管理に努めるよう要望する。さらに、公文書部分開示理由説明書における平成17年度分の検査記録の不存在の説明では、不適切な処理が原因で文書が存在しないことが明確には記述されておらず、開示請求者への説明として不十分であることも指摘しておく。

(2) 申出書について

ア 実施機関2は、申出書の記載事項中、病院/管理者の住所、年齢、救急担当医師の氏名、住所、救急医療に関する略歴・研修等の特記事項については、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当することから、不開示としている。

イ 医師氏名について

(ア)そもそも、医師の氏名は、医師法第30条の2の規定に基づき公表することが規定されており、実際上も、当該規定を踏まえ、厚生労働省が運営する「医師等資格確認検索システム」において医師氏名が公表されている。申出書に記載されている 病院の救急担当医師も医師資格を有している前提で当該病院において診療に従事していることから、医師法第30条の2により、その氏名は公表されるものである。

(イ)また、診療に従事する医師又は歯科医師の氏名については、医療法第14条の2第1項で、病院又は診療所内に掲示すべき事項の1つとして規定されている。申出書に記載されている 病院の救急担当医師は当該病院において診療に従事する医師であるから、医療法第14条の2第1項の規定に基づき病院内に掲示されなければならない情報と判断される。したがって、診療に従事する医師又は歯科医師の氏名については、実際に病院内に掲示されているか否かにかかわらず、条例第7条第2号アただし書アに規定される「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとさらに認められる。

(ウ)これらのことから、申出書に記載された救急担当医師の氏名は開示することが妥当である。

(3) 資料3の文書不存在について

資料3については、検査記録に記載する医師や看護師の人数の積算資料として、実施機関2が

病院への立ち入り検査時にタイムカード及び帳簿の提示を求め、内容等を確認しているものの、文書の提出までは求めていないことから、当該文書を保有していないとの実施機関2の説明に対し、特に不自然・不合理な点は見い出せない。

5 結論

上記の理由により、審査委員会は、「第1 審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、審査委員会第2部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 査 の 経 過

| | 審 査 経 過 |
|------------|---|
| 平成28年6月2日 | ・ 諮問書(諮問第41号)を受理 |
| 平成28年6月9日 | ・ 諮問書(諮問第42号)を受理 |
| 平成28年6月21日 | ・ 両諮問を審査委員会第2部会に付託 |
| 平成28年7月12日 | ・ 審議 |
| 平成28年8月3日 | ・ 異議申立人の意見陳述 ・ 実施機関1及び実施機関2からの意見聴取 ・ 審議 |
| 平成28年8月26日 | ・ 審議 |
| 平成28年9月23日 | ・ 答申 |

審査委員会第2部会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|-------|-------------------|-----|
| 松並 潤 | 神戸大学大学院国際協力研究科教授 | 部会長 |
| 石橋 伸子 | 弁護士(神戸シティ法律事務所) | |
| 重本 達哉 | 大阪市立大学大学院法学研究科准教授 | |